

三島市森林整備計画書

(案)

計画期間

自 令和 8年 4月 1日
至 令和18年 3月31日

静岡県

三島市

はじめに

三島市森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（以下「法」という。）第10条の5の規定により、本市内の森林を適切に整備していくことを目的として、本市における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めたものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして市長等が認定します。

本計画の対象となる森林は、県が定める富士地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、富士地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。

<目 次>

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	… 1
第 1 森林整備の現状と課題	… 1
1 市の特色	
2 市の概況	
3 三島市森林整備計画の役割	
4 森林資源の概況	
5 市民協働の森林づくり	
6 木材を利用した建築	
7 森林整備を進める上での課題	
8 今後の重点的な取組	
第 2 森林整備の基本方針	… 7
1 森林の機能と望ましい姿	
2 森林整備の基本的な考え方	
3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定	
4 その他必要な事項	
第 3 森林施業の合理化に関する基本方針	… 20
1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進	
2 森林施業の共同化の促進	
3 林業に従事する者の養成及び育成・確保	
II 森林整備の方法に関する事項	… 21
第 1 伐採に関する事項	… 21
1 伐採の方法	
2 標準伐期齢	
3 その他必要な事項	
第 2 造林に関する事項	… 24
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は造林の命令の基準	
第 3 保育・間伐に関する事項	… 31
1 保育の作業種別の標準的な方法	
2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法	
3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林	
第 4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	… 34
1 作業路網の整備に関する事項	

2	その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	…37
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2	森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	
3	森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	…38
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
第7	その他森林整備に関する必要な事項	…39
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	林業機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項	
III	森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	…41
第1	森林の病害虫の駆除又は予防の方法等	…41
1	森林病害虫の駆除並びに予防の方針及び方法	
2	森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針	
第2	鳥獣による森林被害対策の方法	…41
1	鳥獣害防止森林区域の設定	
2	鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法	
3	その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法	
4	鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等	
第3	林野火災の予防の方法	…42
第4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	…42
第5	その他必要な事項	…43
1	病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	…43
第1	保健機能森林の区域	…43
第2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、 伐採その他の施業の方法	…43
第3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	…43
1	森林保健施設の整備	
2	立木の期待平均樹高	
V	その他森林の整備のために必要な事項	…43

第 1 森林経営計画の作成に関する事項	… 43
1 森林経営計画の記載内容に関する事項	
2 一体整備相当区域	
第 2 生活環境の整備に関する事項	… 44
第 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	… 45
第 4 森林の総合利用の推進に関する事項	… 45
第 5 住民参加による森林の整備に関する事項	… 45
1 地域住民参加による取組	
2 上下流連携による取組	
3 その他	
第 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	… 46
第 7 その他必要な事項	… 47
1 施業の制限を受けている森林に関する事項	
2 森林の土地の保全に関して留意すべき事項	
3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項	
4 公有林の整備に関する事項	
5 森林教育に関する事項	
6 放置竹林対策に関する事項	
7 地域の生物多様性保全に配慮した森林施業の推進に関する事項	

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 5 号)

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定める。

第 1 森林整備の現状と課題

1 市の特色

本市は、静岡県の東部、富士箱根伊豆国立公園（箱根地域）の西の玄関口に位置している。東西に約 11.1 km、南北に約 13.2 km、面積は約 6,202 ha で、西に愛鷹山麓、東に箱根連山を控え、山間丘陵地帯が約 3 分の 2 を占めている。市の北部には標高 3,776m 富士山がそびえ、その雪解け水が市内随所に湧き出て、清らかなせせらぎが市民生活の中に溶け込んだ美しい自然と温暖な気候に恵まれている。



写真 1-1 箱根西麓から望む富士山



写真 1-2 樂寿園小浜池の湧水

2 市の概況

本市は、古くは三嶋大社の門前町、東海道の宿場町として栄え、現在では国道 1 号と伊豆の中心部を通る国道 136 号が交差する位置にあり、静岡県東部地方の交通の要衝として重要な役割を担っている。

市制を施行したのは、昭和 16 年 4 月で、昭和 44 年には新幹線三島駅が開設されている。

本市の森林の大部分を占める箱根西麓は元々森林の無い地域（草刈り場）で、昭和 15 年に植林を開始し、昭和 27 年に「植樹祭」が挙行されて以来、植林が急速に拡大し、現在に至っている。

また、古くから箱根の西側、標高 50m 以上の斜面に広がる畑では、だいこんや馬鈴薯などの露地野菜が栽培されている。

この地域で採れた野菜は「箱根西麓三島野菜」と呼ばれ、味と品質の高さから首都圏へ多く出荷されている。

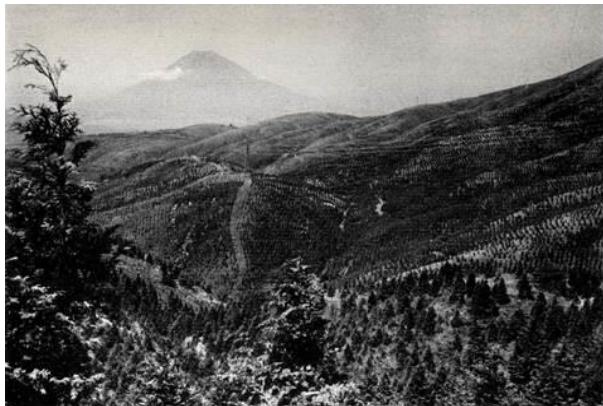


写真 1-3 植林された頃の箱根西麓



写真 1-4 箱根西麓三島野菜

水系は三つに分けられ、第一の水系は境川・沢地川・山田川・竹倉川・夏梅木川でいずれも箱根の西麓に源を発して、下流域のかんがい用水となり、大場川に合流している。第二の水系は、楽寿園・菰池・白滝公園のわき水が、源兵衛川や桜川となって市街地を幾筋にも流れ、昔から「水の都」といわれる所以となる水系である。

第三の水系は、函南町桑原の禁伐林(水源用の保安林)に水源を発して、下流域のかんがい用水となり、途中丹那トンネルのわき水を集めて来光川となる。

現在は、東名・新東名高速道路に直結している東駿河湾環状道路が、市内を通じ伊豆中央道に接続することを好機と捉え、「“ふじのくに”のフロンティア」を拓く取組として、企業立地による新たな産業拠点の整備や医療・健康関連産業等集積を推進し、内陸部の発展を図っている。

また、同時に伊豆・箱根への観光の玄関口として、



写真 1-5 三島市の位置

箱根西麓の新たな観光施設等を活用し地域の活性化を図り、人口約 103,000 人を要する中核都市として、さらなる飛躍を図っている。



写真 1-6 三島市全景

3 三島市森林整備計画の役割

本計画では、森林・林業に関するさまざまな状況を踏まえ、本市が目指すまちづくりの将来像である「せせらぎと緑と活力あふれる幸せ実感都市・三島」の実現を目指に、健全な森林の保全に向けた取組を進めるための方針や森林整備の技術的な指針を定めることとする。

4 森林資源の概要

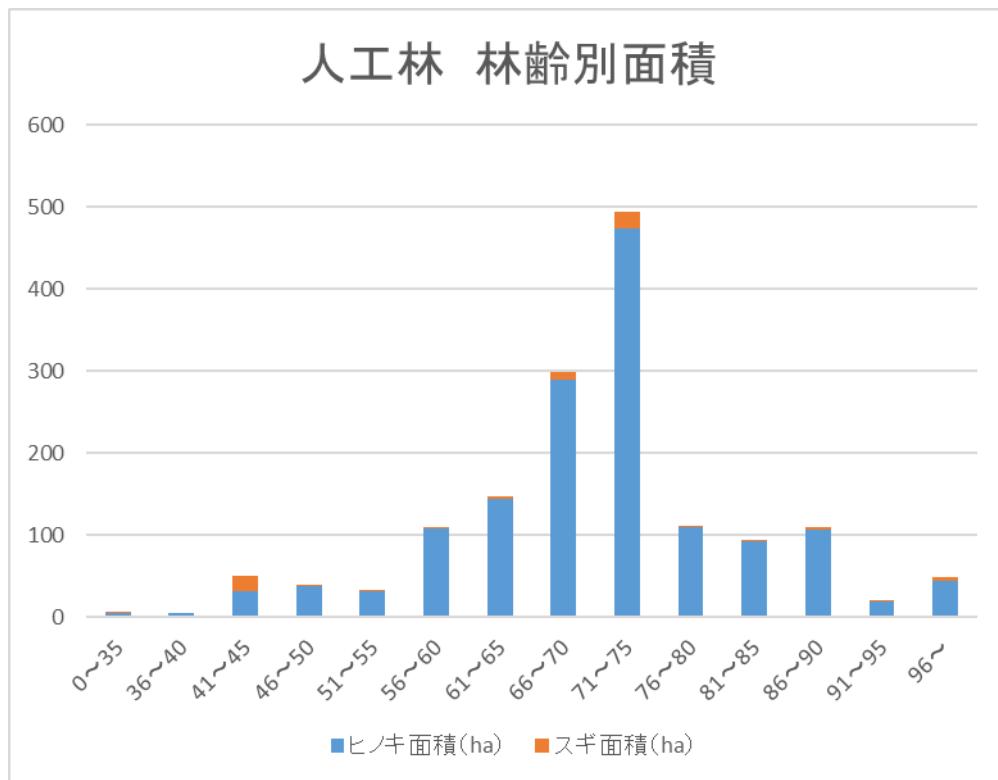
本市の総面積 6,202ha のうち森林面積は 2,300ha（民有林 2,300ha、国有林 0ha）であり、森林率は 37.1% となっている。

本計画の対象森林面積は 2,300ha であり、概ね箱根西麓に位置する。その内、ヒノキを主体とした人工林は 1,601ha（人工林率は 70%）と、大部分を占めている。人工林の約 94% は 51 年生以上で占めており、資源として十分成熟しており、積極的な利用が望まれる。

また、カーボンニュートラルに寄与する森林吸収源の確保や近年頻発する集中豪雨による災害への対応が必要なことから、水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全、二酸化炭素の吸収等、森林の持つ公益的機能の重要性は益々高まっており、木材生産を通じて森林の持つ多面的機能を持

統的に発揮させていくため、人工林での利用間伐及び住宅地周辺の森林の整備を推進していくこととする。

表 1－1－1 森林資源の状況（森林簿より抜粋）



5 市民協働の森林づくり

平成 27 年度から長期にわたる常設の森林施業の人材育成機関を設置するため、NPO 法人三島フォレストクラブ及び箱根山組合と協働して「箱根西麓森林塾」を開催し、次世代に繋がる森林施業の担い手の育成を実施している。

これらの継続的な活動が評価され、同法人は平成 30 年度に一般社団法人全国森林レクリエーション協会が主催する「第 30 回森林レクリエーション地域美しの森づくり活動コンクール」において林野庁長官賞を受賞した。

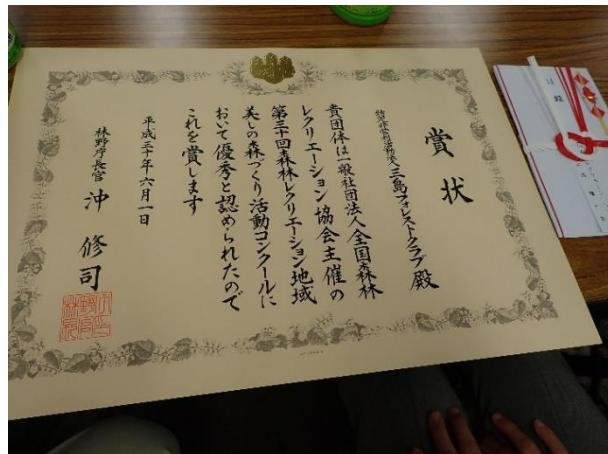


写真 1-7 林野庁長官賞



写真 1-8 「箱根西麓森林塾」

6 木材を利用した建築

本市では、平成 25 年 9 月に「三島市公共建築物における木材利用の促進に関する方針」を策定（令和 4 年 1 月改訂）し、公共施設における木材使用方針を明確化した。県産材を中心とした木質製品の積極的な使用に加え、公共施設の内装材や外装材を中心に木材の使用を推進している。



写真 1-9 山田川自然の里「休憩施設」（県産材 80% 以上使用）

7 森林整備を進めるまでの課題

令和元年度に施行された森林経営管理制度に基づき毎年度実施している意向調査の結果、森林所有者が自力で森林管理を実施している割合は1～2割であり、それ以外の森林においては、森林所有者が森林管理を担うことができない実態が判明した。また、森林の現状に対する所有者の意識については、次のとおりである。

- ・「所有森林の場所について」、全体の約4割の人が知っているものの、その他6割の人は完全に把握できていない状況である。
- ・「所有森林の境界について」、場所以上に不明な点が多く、森林整備の弊害となっている。
- ・「所有森林のこれからの経営・管理について」、自力もしくは業者に委託して行う意向の森林所有者が1割。市に委託を検討もしくは相談したい意向の森林所有者が7割と多数をしめている。

8 今後の重点的な取組

(1) 森林の公益的機能発揮のための森林整備の推進

集中豪雨や台風による災害を未然に防止し、市民の生命・財産を守るために、健全な森を育成し、水源涵養機能や山地災害防止などの森林のもつ公益的機能の増進を図るため、計画的な間伐や森林整備を進めることが重要である。

森林環境譲与税を活用した「森林経営管理制度」について計画的に推進するために、令和2年度及び3年度に策定した三島市森林整備方針に基づき、引き取り組んでいくとともに、従前の「森林経営計画」の推進についても引き継ぎ実施していく。

(2) 森林整備推進のための具体的な施策

上記の制度等を推進するためには、森林所有者情報と、森林の状況の両者を把握する必要があるため、林地台帳の精度向上（情報更新）および航空レーザー解析等による森林の状況把握にも引き継ぎ努めていく。

(3) 関係機関の連携体制の構築

本市では、森林環境譲与税の使途の検討や、上記森林経営管理制度および森林経営計画を効率的に推進するために、平成30年度から「三島市森づくり連絡会（以下、連絡会という。）」を開催している。

連絡会は市内外の林業経営体、森林所有者の代表、NPO法人理事長等が構成員となり、市が事業の説明や報告を行うもので、情報の共有を主な目的としている。

(4) 森林・林業の担い手の育成・活用と林業生産基盤の整備

本市には、森林整備の担い手となる林業経営体や人材が極端に不足している。林業経営体等が人材を育成するため、国事業等を利用して人材の育成を図る。

また、計画的な森林整備を進めるため、開設した林道の改良や作業道整備を推進する。

(5) 鳥獣害被害の拡大防止

「三島市鳥獣害被害防止計画」に基づき、計画的な捕獲に努めるとともに、捕獲資機材の導入や獵友会の運営支援等についても引き続き実施していく。

第2 森林整備の基本方針

1 森林の機能と望ましい姿

森林の持つ様々な機能は、主に「木材等生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壤保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の7つに分類されており、このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの6つの機能は、人々の生活や周囲の環境に広く寄与することから「森林の公益的機能」と呼ばれている。

ここでは、それぞれの森林の機能とその機能の發揮の上から望ましい森林の姿を表1-2-1に示す。

表 1-2-1 森林の機能と望ましい森林の姿

機能	働き	機能発揮の上から望ましい森林の姿
木材等生産機能	木材等を生産する働きがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・林木の生育に適した森林土壤を有している。 ・適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が高い。 ・林道等の生産基盤が適切に整備されている。
公益的機能	水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源を保持し、渴水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する働きがある。
	山地災害防止機能／土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・自然現象等による土砂崩壊や土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃を防止し、土地を保全する働きがある。
	快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い。
	保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している。 ・身近な自然とのふれあいの場として適切に管理されている。 ・必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている。
	文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している。 ・必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている。
	生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な森林生態系を保持している。 ・学術的に貴重な生物種が生育・生息している。

2 森林整備の基本的な考え方

(1) 森林の機能別の区域

表 1-2-1 に示した森林の機能を特に發揮する必要のある森林について、森林の機能の維持増進を図るための森林として表 1-2-2 のとおり定める。

表 1-2-2 森林の機能別の区域

機能	森林の機能別の区域
木材等生産機能	木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「木材等生産機能維持増進森林」)
公益的機能別施業森林	水源涵養機能 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「水源涵養機能維持増進森林」)
	山地災害防止機能 山地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」)
	快適環境形成機能 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「快適環境形成機能維持増進森林」)
	保健・レクリエーション機能 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下、「保健文化機能維持増進森林」)
	文化機能 生物多様性保全機能

(2) 森林施業の方法（施業種）

森林の機能の維持増進を図るための森林における施業の方法（以下、「施業種」という。）を表 1-2-3 のとおり定め、施業種ごとの主伐の時期の下限を表 1-2-4 のとおり定める。

表 1-2-3 施業の方法（施業種）

区域	施業種	主伐	間伐
木材等生産機能維持 増進森林 木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林（以下、「特に効率的な施業が可能な森林」）	通常伐期	IIの第1に示す「伐採に関する事項」とおりとする。	
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長	主伐の時期は、公益的機能を高度に發揮させるために、標準伐期齢に10年加えた林齡以上とし、その下限を表1-2-4に示す。	IIの第3の1「間伐を実施すべき標準的な林齡及び標準的な間伐の方法」に示すとおりとする。
山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林 快適環境形成機能維持増進森林 保健文化機能維持増進森林	長伐期	主伐の時期は、公益的機能を高度に發揮させるために、標準伐期齢のおおむね2倍の林齡以上とし、その下限を表1-2-4に示す。	
	複層林	IIの第1の1(2)に示す「伐採（主伐）の標準的な方法」の育成複層林の項目とおりとする。	複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内の明るさが低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施する。この場合、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を常に維持する。

※ ただし、(1)に定める森林の区域が重複した森林では、表下段の施業種を適用するが、主伐の時期は下限値が高い方を適用する。例えば、「水源涵養機能維持増進森林」（施業種は「伐期の延長」）と「保健文化機能維持増進森林」（施業種は「複層林」）区域が重複した場合、伐期は「標準伐期齢に10年加えた林齡以上」、伐採率は「70%以下」とする。

表 1 - 2 - 4 主伐の時期（伐期齢）の下限

施業種	樹種（林齢）						
	スギ	ヒノキ	マツ	テーダ マツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
通常 伐期	40	45	35	30	50	15	25
伐期の 延長	50	55	45	40	60	25	35
長伐期	80	90	70	60	100	30	50

※ 1 マツはクロマツ及びアカマツを指す。

※ 2 複層林は、通常伐期と同様とする。

※ 3 標準伐期齢は、IIの第1の表 2-1-3 を参照

(3) 森林の整備・保全の考え方

表1-2-2に定めた森林の機能の維持増進を図るための森林について、森林の整備及び保全の考え方を表1-2-5のとおり定める。

表1-2-5 森林の整備・保全の考え方

区域	森林の整備・保全の考え方
木材等生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> 地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林においては、木材等生産機能が十分に発揮されるよう、計画的な伐採による木材の安定供給に努める。 森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。 施業種は、「通常伐期」とする。 木材等生産機能の維持増進を図るため、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に再造林するよう努めるものとする。
特に効率的な施業が可能な森林	<ul style="list-style-type: none"> 木材の継続的生産による安定供給を促進するため、人工林については原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。 施業種は、「通常伐期」とする。
公益的機能別施業森林	<p>水源涵養機能維持増進森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム等利水施設の上流部においては、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育・間伐を推進する。 施業種は、「伐期の延長」とする。
	<p>山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林</p> <ul style="list-style-type: none"> 山地災害の発生の危険性が高い森林では、土砂流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 渓岸の侵食防止や山脚の固定等に必要な谷止工や土留工等の施設の設置を推進する。 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る。 施業種は、原則「長伐期」とする。
	<p>快適環境形成機能維持増進森林</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 松くい虫被害の拡大を防止するため、内陸側のマツ林で、広葉樹等への樹種転換が可能な森林は、積極的に樹種転換を進める。 施業種は、「長伐期」とする。
	<p>保健文化機能維持増進森林</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 保健文化機能維持増進森林においては、間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。 里山林については、生物多様性保全機能等を確保しつつ、適切な保育及び間伐を推進する。 施業種は、原則「複層林」とする。

3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

(1) 区域設定の基本方針

森林の機能別の区域について、区域設定の基本方針を表 1-2-6 のとおり定める。

表 1-2-6 区域設定の基本方針

区域	区域設定の基本方針	
木材等生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none">地位が高く、緩傾斜で林道等から近い針葉樹人工林が多くの割合を占める森林を面的に設定	
特に効率的な施業が可能な森林	<ul style="list-style-type: none">緩傾斜地で、比較的林道から近くに位置する効率的に木材生産を行うことが可能な人工林を中心に設定山地災害のおそれのある森林は対象としない。	
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none">箱根西麓（一体整備相当区域においては三島北の一部および、三島東）に位置する森林を面的に設定水源かん養保安林に指定されており、地域の用水源となっている森林を面的に設定
	山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none">土砂流出防備保安林に指定されており、山地災害の発生によって人命・人家等施設への被害のおそれがある森林を面的に設定
	快適環境形成機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none">市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山の森林を設定
	保健文化機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none">優れた自然環境や景観を有する「箱根接待茶屋の森」や、「推定平安鎌倉古道」が位置する箱根山組合直轄林（旧県営林）を設定市内外から利用者が訪れる市立箱根の里周辺を設定

(2) 地域の目指すべき森林の姿

地域において期待される森林の機能を踏まえ、各地域における目指すべき森林の姿は、次のとおりとし、区域設定の基本方針を別紙1に示す。

ア 旧三島町地域

旧三島町地域は昭和25年～30年頃に植林されたヒノキ等の人工林が多く占め、最上部には182haの箱根山組合直轄林が存在する。

この地区は箱根山組合が「箱根山共有地三島直轄林整備事業計画」に基づき、森林環境保全を原則とした公益的機能の役割を果す悠久的な森づくりを進めており、森林ボランティア団体NPO

法人三島フォレストクラブと協働で災害防止・水源涵養機能の充実、生物多様性豊かな森づくりを目指し日々活動しながら森林の大切さの理解を求めている。

また、沢地川、山田川等の水量を支える本市の水源地帯となっている区域については、水源涵養機能を高度に発揮させ、浸透・保水能力が高い森林を目指すものとする。

森林施業が行われていない地域では林業に必要な木材生産機能を発揮させるため、適正な森林施業を推進し、森林の成長量が大きくなるよう、形質の良好な木材からなる森林を目指すものとする。

イ 北上地域

北上地域は急峻な山地が多く、土砂崩壊・流出等が多くみられており、山地災害防止機能等、森林に求められる公益的機能への期待は高い。

山脚の固定等に必要な谷止工や土留工等の施設の設置など治山事業を推進し、山地災害防止機能・土壤保全機能を維持しながら、林業に必要な木材生産機能を発揮させるため、森林



写真 1-10 箱根接待茶屋の森



写真 1-11 佐野地区治山工事

経営計画に基づいた適正な森林施業を実施し、適度な光が差し込み、下層植生が発達している森林を目指すものとする。

ウ 錦田地域

箱根峠から三島大社を結ぶ箱根旧街道が縦断しており、多くの市民が当地区の森林の中をハイキングする地区である。山間部には、国指定史跡である山中城跡公園、箱根西麓・三島大吊橋があり、多くの観光客が訪れる。この地域の森林は、ヒノキ等の人工林が多くを占めており、木材生産機能を高める必要があり、かつ、観光客の目にふれるので、荒廃森林をなくし、下層植生のある健全な森林とするため、適切な間伐等の整備をする。



写真 1-12 箱根西麓・三島大吊橋

エ 中郷地域

当地区の森林のほとんどは、集落の近郊に存在しており、里山として利用させていたため、広葉樹が半分近くを占めている。

現在は生活様式の変化に伴い里山が

利用されなくなっているが、向山古墳群公園及び周辺は人・自然との共生の場として整備が行われている。

人口の増加に伴い森林は減少しているが、残された森林を適正に管理し、市民の快適な生活環境を維持していく必要がある。



写真 1-13 向山古墳群公園及び周辺



写真 1-14 地域位置図

(3) 森林の区域設定

地域の目指すべき森林の姿を踏まえて、本市において特に森林の機能を発揮する必要のある森林とその施業種を表1-2-7～9のとおり設定する。

表1-2-7 地域別の森林の区域

地域	機能区分					施業種	区域設定の考え方	面積 (ha)
	木材	水源	山地	快適	保健			
旧三島町 地域 4、16～34 林班	○	○	○			長伐期	山地災害の発生の危険性が高く、箱根西麓に源を発する沢地川の上流部が土砂流出防備保安林に指定されている。	74.59
	○			○		長伐期	市民の生活環境保全のため、竹林拡大を防止する。	6.66
	○	○			○	複層林	市民が自然とふれあう森林、生物多様性のある森林づくりを実施していく。	199.61
	○	○				伐期の延長	箱根西麓の源を発する沢地川、山田川の上流部が水源地域であるため、水源涵養機能に配慮しつつ、森林施業を推進する。	661.30
	○					通常伐期	豊富な森林資源を利用しつつ、効率的な森林施業を推進する。	184.03
北上 地域 1～3、 5～12、 14～15	○	○	○			長伐期	山地災害の発生の危険性が高く、箱根西麓に源を発する境川上流部が土砂流出防備保安林に指定されている。 また、水源地域であるため、水源涵養機能に配慮しつつ、森林施業を推進する。	192.30

林班	○	○			伐期の延長	箱根西麓に源を発する境川の上流部が水源地域であるため、水源涵養機能に配慮しつつ、森林施業を推進する。	2.95
	○				通常伐期	豊富な森林資源を利用しつつ、効率的な森林施業を推進する。	516.18
	○		○		長伐期	山地災害の発生の危険性が高く、土砂流出防備保安林に指定されている。(37 林班い-5, 6 を含む)	4.26
	○		○		長伐期	市民の生活環境保全のため、竹林拡大を防止する。	4.94
錦田地域 35~44 林班	○		○		長伐期	市民の生活環境保全のため、竹林拡大を防止する。	9.21
	○	○			伐期の延長	山田川の水源地域であるため、水源涵養機能に配慮しつつ、森林施業を推進する (林班 24 準林班ろ～ちを含む)	102.33
	○	○	○		長伐期	山地災害の発生の危険性が高く、箱根西麓の源を発する山田川上流部が土砂崩壊防備保安林に指定されている。	4.71
	○				通常伐期	豊富な森林資源を利用しつつ、効率的な森林施業を推進する。	290.44
中郷 地域 45 林班	○				通常伐期	豊富な森林資源を利用しつつ、効率的な森林施業を推進する。	45.82
	○		○		長伐期	市民の生活環境保全のため、竹林拡大を防止する。	0.34

※ 機能区分は、森林の機能の維持増進を図るための森林を示す。

表 1 - 2 - 8 森林の区域（機能別）

区分	森林の所在	面積 (ha)	
施業森林 公益的機能別	木材等生産機能維持増進森林 特に効率的な施業が可能な森林	概要図のとおり 該当なし	2299.67 0
	水源涵養機能維持増進森林	概要図のとおり	1237.79
	山地災害防止／ 土壌保全機能維持増進森林	概要図のとおり	275.86
	快適環境形成機能維持増進森林	概要図のとおり	21.15
	保健文化機能維持増進森林	概要図のとおり	199.61

※ 1 詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

※ 2 重複して指定している森林があるほか、森林の機能の維持増進を図る森林の設定をしない森林があるため、面積の合計は、計画対象森林の面積とは一致しない。

表 1 - 2 - 9 森林の区域（施業種別）

施業種	森林の所在	面積 (ha)
通常伐期	概要図のとおり	1036.47
伐期の延長		766.58
長伐期		297.01
複層林		199.61
合計		2299.67

4 その他必要な事項

(1) 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

該当なし

(2) 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」を次のとおり定め、これらの森林のうち荒廃した森林では、静岡県森の力再生基金条例（平成 18 年静岡県条例第 19 号）第 2 条に規定する事業を実施し、針広混交林化又は樹種の多様性増進を図る。

ア 特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な伐採を行う。

この森林の整備・保全の考え方を表1-2-10のとおり定める。

イ 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林においては、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行う。

この森林の整備・保全の考え方を表1-2-10のとおり定める。

表1-2-10 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林の整備・保全の考え方

種類	森林の整備・保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none">伐採方法は、主伐又は間伐とし、列状又は群状の伐採を基本とする。伐採率は、材積換算でおおむね35%する。
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林	<ul style="list-style-type: none">広葉樹林等を対象とする伐採方法は、主伐又は間伐とし、伐採率は、材積換算でおおむね50%以内とする。竹林を対象とする伐採方法は、皆伐による樹種転換を原則とする。

(3) 竹林の取扱い

放置された竹林が周辺の森林や農地に拡大していることから、竹林の取扱いを表1-2-11のとおり定める。

表1-2-11 竹林の取扱い

管理の目的	整備・保全の考え方
資源として整備、利用	<ul style="list-style-type: none">たけのこ、竹材の生産
竹林として整備、保全	<ul style="list-style-type: none">竹林の景観、文化、環境形成機能等の保全

	<ul style="list-style-type: none"> ・竹林の防災機能の活用 ・憩いの場、教育の場等として活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・体験教育等の機会を創出
竹林としてではなく、森林の保全・再生を優先	<ul style="list-style-type: none"> ・森林景観及び環境の保全 ・ふれあいの場、体験教育の場等として活用 ・防災機能等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・竹林の拡大防止 ・伐採や枯殺後、樹種転換 ・ふれあい、体験教育等の機会を創出 ・地域住民やNPO等との協働による森林づくり

第3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市の森林整備を総合的かつ計画的に実施するため、森林施業の合理化の基本方針を次のとおり定める。

1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業経営体や地域の中核となる森林所有者が、周辺の森林所有者らの森林の経営も受託するなどして、面的にまとまった森林を対象に、林内路網の整備や主伐・再造林、利用間伐などの効率的な森林施業を実行することに対して支援をする。

2 森林施業の共同化の促進

森林組合や林業経営体等の関係機関と連携し、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を図り、森林施業の共同化を促進する。また、森林経営計画の作成や、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結を促進する。

3 林業に従事する者の養成及び育成・確保

効率的な木材生産を図るため、森林技術者や森林施業プランナー等の人材を育成するとともに、就業前の情報提供やインターンシップの促進を図るほか、雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取組を支援することにより、林業従事者の定着を図る。

II 森林整備の方法に関する事項

(法第10条の5第2項第2～4号及び第6～8号並びに第3項第1～3号)

第1 伐採に関する事項 (法第10条の5第2項第2号)

1 伐採の方法

(1) 立木竹の伐採

立木竹の伐採について表2-1-1のとおり整理する。

表2-1-1 立木竹の伐採の方法

区分	指針	
主伐 (更新を伴う伐採)	皆伐	<ul style="list-style-type: none">・主伐のうち、択伐以外のもの。・気候、地形、土壤等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、次のことに配慮して行うもの。<ul style="list-style-type: none">➢適切な伐採区域の形状➢1箇所あたりの伐採面積の規模➢伐採区域のモザイク的配置・伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図るもの。
	択伐	<ul style="list-style-type: none">・主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。・森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持増進するものとし、適切な伐採率によって実施するもの。・適切な伐採率とは、材積伐採率30%以下とする。ただし、伐採後の造林が植栽による場合は40%以下とする。
間伐 (更新を伴わない伐採)	立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を伐採しておこなうものであって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するもの。	

(2) 伐採（主伐）の標準的な方法

伐採（主伐）の標準的な方法を、表 2-1-2 のとおり定める。

表 2-1-2 伐採（主伐）の標準的な方法

区分	指針
共通事項	<p>適正な伐採とは、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の適確な更新を図るものという。</p> <p>適正な伐採を行うための基本的な指針は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することができないよう、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものとする。 ・林地の保全及び公益的機能を考慮し、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとする。 ・伐採後の更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとする。 ・対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。 ・野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとする。 ・『主伐時における伐採・搬出指針の制定について』（令和3年3月16日2林整整第1157号林野庁長官通知）、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等を踏まえ、林地保全に努めるものとする。 ・花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を加速化する。
育成单層林	<p>育成单層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆伐は、気象、森林生産力及び病虫獣害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとする。 ・更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行う。特にぼう芽更新を行う場合は、優良なぼう芽を促すため、11月から3月に伐採するものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> 育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採も行えるものとする。 伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齢等の多様化、長期化に考慮して行うものとする。 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じ保護樹帯を設置するものとする。
育成複層林	<p>育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採も行えるものとする。
天然生林	<ul style="list-style-type: none"> 主伐にあたっては、育成単層林及び育成複層林の項目に準ずる。

※用語説明

- 育成単層林：森林を構成する林分を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林。
- 育成複層林：森林を構成する林分を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
- 天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ、維持される森林。例えば天然更新による、シイ・カシ・シラビソ等からなる森林。なお、「主として天然力を活用」とは、自然に散布された種子が発芽して樹木が生育すること又はぼう芽により樹木が生育することを指す。

2 標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表 2-1-3 のとおり定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を義務づけるものではない。

表 2-1-3 標準伐期齢

地区	樹種（林齢）						
	スギ	ヒノキ	マツ	テーダ マツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
全域	40	45	35	30	50	15	25

※ マツとはクロマツ及びアカマツを指す。

3 その他必要な事項

高齢級のテーダマツについては、風倒害のリスクを考慮し、必要に応じて伐採を検討する。

第2 造林に関する事項（法第10条の5第2項第3号）

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表 2-2-1 のとおり定める。

表 2-2-1 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、カラマツ、クヌギ、ケヤキ、ハリギリ、ホオノキ、キハダ、ヤマザクラ、ヤマグリ、ブナ、コナラ、ミズナラ、カエデ類、シデ類、モミ

※1 スギ、ヒノキ等の苗木の選定にあたっては、成長に優れたエリートツリーをはじめとする花粉の少ない苗木の植栽に努めるものとする。

※2 クロマツ及びアカマツを植栽する場合は、マツノザイセンチュウに対する抵抗力が認められたものが望ましい。

※3 定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、市（森林・林業担当課）と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

※4 テーダマツの植栽においては、風倒害のリスクが高い場所や、貴重な動植物・生態系が確認されている場所を避けること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表 2-2-2 に定める。

表 2-2-2 人工造林の標準的な植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
ヒノキ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
テーダマツ	中仕立て	2,500 本/ha	
マツ類	中仕立て	3,000 本/ha	
広葉樹	中仕立て	3,000 本/ha	

※1 マツ類は、アカマツとクロマツ及びカラマツを指す。

※2 標準的な植栽本数以上の本数を植栽しようとする場合は、市（森林・林業担当課）と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

※3 現地状況や地形等を考慮し、上記の本数での植栽が困難な場合には、1,000 本/ha を下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じができる。ただし、この場合にも、市（森林・林業担当課）と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表 2-2-3 に定める。

なお、人工造林の実施にあたっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林を連続して行う一貫作業システムの導入等の効率的な造林、成長に優れたエリートツリー等の苗木の活用や低密度植栽などによる「低成本主伐・再造林」を推進する。また、花粉の少ない苗木の植栽に努めるものとする。

ただし、奥山等のため継続的な資源の循環利用が困難な場合等は、スギ・ヒノキ以外の樹種への転換に努めることとする。

表 2-2-3 人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法	
	育成単層林	育成複層林
地拵え	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。 ・気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。 	—
更新	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として植栽とする。 ・植付けは、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を考慮してその方法を定め、適期に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として樹下植栽とする。 ・隣接して広葉樹林が残存している場合には、周辺林地からの種子供給等による天然下種更新を考慮することができる。 ・植栽本数は、表 2-2-2 に示す標準的な植栽本数に上層木の立木の伐採率を乗じた本数以上とするよう留意する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林により更新を図る森林の伐採跡地においては、森林の多面的機能の維持及び早期回復を図るために、表 2-2-4 に定める期間内において更新を完了するものとする。

表 2-2-4 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内
択伐 (伐採率 40% 以下)	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表 2-2-5 のとおり定める。

表 2-2-5 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種	
天然更新対象樹種	スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、カラマツ、モミ、ヤシャブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、ハリギリ、ヒメシャラ、ハコネサンショウバラ、コブシ、ヤマグワ、コシアブラ、サンショウウ、クマノミズキ、クロモジ、アオハダ、タンナサワフタギ
ぼう芽による更新が可能な樹種	イヌシデ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ

※「ぼう芽による更新が可能な樹種」の欄にあっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林（根元直径 40 cm 以上、おおむね 80 年生以上）は、ぼう芽による更新が可能な樹種には含めないものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を表 2-2-6 に定め、天然更新すべき立木の期待成立本数を表 2-2-7 に定める。

また、天然更新に当たっては、必要に応じて表 2-2-8 に定める天然更新補助作業を実施するものとする。併せて、シカ等の食害が予測される地域では、必要に応じて防護柵等による食害防止対策を実施するものとする。

表 2-2-6 天然更新の標準的な方法

区分	標準的な方法
天然下種更新	種子が自然に落下して発芽、成長することで図られる更新。 天然下種更新は、周辺の母樹の状況を把握した上で行い、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。
ぼう芽更新	根株からの発芽（ぼう芽）、成長によって図られる更新。 ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、芽かき又は植込みを行うこととする。

表 2-2-7 天然更新すべき立木の期待成立本数

区分	本数
期待成立本数	6,000 本/ha

表 2-2-8 天然更新補助作業

補助作業	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生によって、天然に発生した稚樹の生育が阻害されている箇所において、下草刈りや清掃作業を行う。
植込み	天然に発生した稚樹の生育状況等を考慮し、天然更新の不十分な箇所においては、必要な本数を植栽する。
芽かき (ぼう芽整理)	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を 1 株当たりの仕立て本数 4 ~ 5 本を目安としてぼう芽整理を行う。 2 回目は 4 年目に実施し、1 株当たりの仕立て本数は 2 ~ 3 本とする。

(3) 伐採跡地の天然更新すべき期間

森林の有する多面的機能の発揮のためには、伐採跡地を早期に森林に回復する必要がある。このことから、天然更新を図る森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、天然更新を完了させるものとする。

(4) 天然更新完了の確認

天然更新を図る森林においては、皆伐後5年以内に静岡県天然更新完了基準に基づき、次に定める手順により更新状況の確認調査を行う。

ア 確認調査の方法

- ・調査の時期は、伐採後5年以内とする。
- ・調査方法としては、まず目視によって基準を満たしているかを判断する。
- ・明らかに基準を満たしているとの判断がつかない場合には、プロット調査を行う。
- ・プロット調査の内容は、天然更新すべき立木の樹種名と本数とする。
- ・プロットの設定方法は、以下のとおりとする。
 - ・プロットの大きさは $5\text{ m} \times 5\text{ m}$ (25 m^2) とし、2箇所以上設ける。
 - ・プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択する。
 - ・対象地の後継樹の発生状況が均一でない場合は、区分けして調査することができる。(後継樹とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹・ぼう芽枝のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種を指す。)

イ 天然更新の完了基準

天然更新の完了基準を表2-2-9のとおり定める。

表2-2-9 天然更新の完了基準

項目	基準
完了の基準	<ul style="list-style-type: none">・天然更新すべき立木(表2-2-5で定める樹種で樹高が2m以上のもの)の本数が、期待成立本数の3割以上で、かつ均等に生育している状態である。・プロット調査においては、すべてのプロットが基準を満たしている。
天然更新すべき立木の本数の下限値	<ul style="list-style-type: none">・期待成立本数の3割($=1,800\text{ 本}/\text{ha}$)・ただし、気象や土壤等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、伐採前の森林や周辺の森林を参考にして、$1,000\text{ 本}/\text{ha}$ を下限とすることができる。

ウ 基準を満たしていない場合の対応

確認調査の結果、天然更新の完了基準を満たしていない場合には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年以内に、天然更新補助作業を実施して天然更新を完了させる又は植栽を行うものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新に必要な母樹やぼう芽更新に適した立木の有無、林床の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、既往の主伐箇所における更新状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を考慮して、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を次のとおり定める。

- ・針葉樹人工林である。
- ・母樹となりうる高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない。(堅果を持つ更新樹種による天然下種(重力散布)が期待できない。)
- ・周囲100m以内に広葉樹林が存在しない。
- ・林床に更新樹種が存在しない。(過密状態にある森林、シカ等による食害が激しい森林等)

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準を次のとおり定める。

(1) 更新にかかる対象樹種

法第10条の9第4項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種を植栽するものとする。

ア 人工造林の場合

表2-2-1に定める樹種とする。

イ 天然更新の場合

表2-2-5に定める樹種とする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数は6,000本/haとする。

第3 保育・間伐に関する事項(法第10条の5第2項第4号)

保育及び間伐は、森林の立木の生育の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るために実施するものとし、その標準的な方法等を次のとおり定める。

1 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種とその標準的な方法を表2-3-1のとおり定める。

表2-3-1 保育の標準的な方法

種類	樹種	実施林齢及び時期等
下刈	スギ ヒノキ	林齢：10年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害する時に実施するものとするが、状況に応じて、回数の削減や実施期間の短縮に努める 時期：6～7月頃を目安
つる切り	スギ ヒノキ	林齢：つるが繁茂する状況に応じて実施 時期：下刈及び除伐時
除伐	スギ ヒノキ	時期：下刈終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時
枝打ち	スギ ヒノキ	林齢：枝下直径が7cmになった時に実施 方法：直径5～6cmのところまで実施 「目標とする材長+0.5m」の高さまで実施 時期：11月～2月上旬頃
その他	—	造林地の野生動物による食害対策として、忌避剤の塗布や防護柵の設置、捕獲等を実施

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

間伐は、「新・システム収穫表^{※1}」を利用し、表2-3-2に示す指針に従って実施する。

表2-3-2 間伐の標準的な方法

項目	指針
間伐の時期	・間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とする。林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度10分の8以上とする。

	<ul style="list-style-type: none"> 間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数 (Ry) ^{*2}」を用いるものとし、その値を表 2-3-3 に定める。 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表 2-3-4 に定める。
間伐率 間伐回数	<ul style="list-style-type: none"> 間伐率と回数は、「新・システム収穫表」を用いて林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を考慮して定める。 材積による伐採率の上限は 35% を標準とする。 5 年後に樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。
選木の方法	<ul style="list-style-type: none"> 選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択する。 保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木等を選定することを原則とするが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮する。 8 齡級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とする。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能な森林資源の活用を図るため、間伐材の搬出を推進する。 地形上、風衝地となり得る場所においては、風倒害に留意して間伐を行う。

※ 1 「新・システム収穫表」とは、静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターが作成したスギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラム（エクセルファイル）。樹種、林齢、ha 当たり本数、地位、間伐時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができる。プログラムは、静岡県のホームページからダウンロードできる。「新・システム収穫表」による試算の一例を下表のとおり。

<「新・システム収穫表」による試算の一例>

年生	施業	本数 伐採率	伐採後本数 (本/ha)	伐採後収量 比数 (Ry)	平均胸高 直径 (cm)	伐採材積 (m ³ /ha)	備考
15	下層間伐	25%	2,061	0.7	10.8	11	
25	下層間伐	36%	1,318	0.7	15.1	37	
40	下層間伐	32%	898	0.7	20.6	53	
55	上層間伐	22%	698	0.6	23.4	90	
70	上層間伐	20%	552	0.6	28.0	103	
90	皆伐	100%			34.5	462	

※樹種ヒノキ、15 年生時立木本数 2,750 本/ha、地位Ⅲの条件で長伐期施業（90 年生を伐期）、とした場合

※ 2 「収量比数 (Ry)」とは、その時期の森林が蓄えることができる最大量の幹材積に対する実際の幹材積の割合のことで、間伐の時期や間伐率を決める時に用いる。間伐を行うと収量比数が下がり、その後再び 1 に近づいていく。

表 2-3-3 収量比数

樹種	収量比数
スギ	0.85
ヒノキ	0.85

表 2-3-4 平均的な間伐の実施時期の間隔

区分	間伐の実施時期の間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	15 年

- 3 計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林
該当なし

第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(法第10条の5第2項第8号)

1 作業路網の整備に関する事項

ここでは、森林施業を低コストで効率的に行うために必要な作業路網の整備に関する事項を示す。作業路網については表2-4-1に定義する。

表2-4-1 作業路網の区分と定義

区分		定義
基幹路網	林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるもの。
	林業専用道	主として森林施業のために特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、普通自動車(10t積程度のトラック)や林業用車両(大型ホイールタイプフォワーダ等)の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を有することにより、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。
細部路網	森林作業道	森林作業のために特定の者が利用し、主として林業機械(トラックを含む)の走行を予定するもの。

(1) 作業路網の密度に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うため、施業を一体的に行う森林について、森林の傾斜等に応じてあらかじめ作業システム(車両系又は架線系)を定め、表2-4-2に掲げる作業路網の密度を目安として林道及び林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

表2-4-2 作業路網の密度

傾斜区分	作業システム	路網密度	
		うち基幹路網	
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	110m/ha以上	30~40m/ha以上
中傾斜地 (15~30°)	車両系	85m/ha以上	23~34m/ha以上
	架線系	25m/ha以上	
急傾斜地 (30~35°)	車両系	60m〈50m〉/ha以上	16~26m/ha以上
	架線系	20m〈15m〉/ha以上	
急峻地 (35°~)	架線系	5m/ha以上	5~15m/ha以上

※「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(2) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、表2-4-3に示す規格（林道規程）を遵守する。林業専用道及び森林作業道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表2-4-3 基幹路網の規格・構造

区分		規格（林道規程）		車道幅員	通行車両
林道	森林基幹道	第1種 及び 第2種	自動車道1級 自動車道2級	4.0m(3.0m) 3.0m	一般車両、 林業用車両
	森林管理道	第2種	自動車道3級	2.0m	
	森林施業道				
林業専用道		第2種	自動車道2級	3.0m	林業用車両 (10t積トラック)

※第1種：セミトレーラーを設計車両とするもの

※第2種：普通自動車、小型自動車を設計車両とするもの

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画を表2-4-4に示す。詳細な計画は、別紙2及び付属の概要図による。

表2-4-4 概要 基幹路網の整備計画

整備計画	路線数	延長(km) / 箇所数(箇所)
森林基幹道の開設	—	
森林管理道の開設	—	
林道の改良(拡張)	—	
林道の改良(舗装)	1	0.4km

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(3) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意事項

森林作業路網は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、表2-4-5に示す通行車両による使用を想定し、また、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

また、森林作業道の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表2-4-5 森林作業道の規格

区分	幅員	通行車両（林業用車両）
森林作業道	全幅員 2.5m以上	車両系林業機械又はトラック
	全幅員 2.5m未満	車両系林業機械（車体幅 2.0m程度）

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

表2-4-4に掲げる計画に沿って、基幹路網の整備を推進していく。

また、林道等の基幹路網から200m以内で、傾斜が35度未満の森林は木材生産に適しており、こうした森林においては、細部路網の整備を推進し、利用間伐等による木材生産を促進していく。

とくに、表2-4-4に掲げた計画期間内に整備する基幹路網の周辺の森林を路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進していく。

なお、路網整備等推進区域は表2-4-6のとおり定める。

表2-4-6 路網整備等推進区域

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	路線名	延長(m)	対図 番号	備考
19～21 林班	116.7	諏訪ノ台線	3,020	(1)	
2 林班	147.86	北箱根山線	6,705	(2)	

2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

(法第10条の5第2項第6号)

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市の森林は小規模零細な所有形態が多数を占めており、加えて森林施業の受委託もほとんど行われておらず、効率的な森林施業が困難な状況である。

そこで、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、数十haの施業団地とした上で、作業道の整備や間伐などの森林施業を一括して行えるよう、森林の育成や利用に関する事項を意欲と実行力のある林業経営体へ委託することを促進し、効率的な森林の経営を図っていく。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

施業の集約化や計画的な路網整備等に関する意欲と実行力のある者に対して、必要な情報の提供、必要な助言、指導その他の援助を積極的に行っていく。

また、森林の施業を効率的かつ適切に行っていくためには、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林情報の精度向上に努める。

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、森林経営計画を作成するにあたっては、森林所有者と次の権原が付与された契約（以下「森林経営委託契約」という。）を締結する必要がある。

なお、すでに、森林所有者と長期施業受委託契約を締結している場合であっても、森林経営計画を作成するにあたっては、「森林経営委託契約」の締結が必要であることから、現行の契約内容を確認し、必要に応じて新規契約や変更契約を行うものとする。

- (1) 造林、保育及び伐採に必要な育成権原
- (2) (1)に基づき伐採した木竹の処分権原
- (3) 森林の保護や作業路網の整備等に関する権原

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が、森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を検討する。この制度により森林所有者から経営管理権を取得した場合は、林業経営に適した森林については民間事業者に経営管理実施権を設定して再委託を行い、また、林業経営に適さない森林については、必要に応じて森林環境譲与税等を活用して本市が直接森林整備を行うことにより、適切な森林の経営管理を推進する。また、地域の関係者の協議により集約化構想を作成し、林業経営体への権利設定を迅速に行うことを探討する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項（法第10条の5第2項第7号）

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等の間で、施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体として効率的に行うことを行う。

森林施業の共同化を促進するために、一体として行う森林施業に適した森林を抽出するとともに、その森林所有者等の間で森林施業の集約化のための合意形成が図られるよう、指導・助言する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

集落あるいは一体として行う森林施業に適した森林の所有者等に呼びかけ、森林施業に関する話し合いの場を創出し、森林施業の共同化を図る。

また、啓発及び普及活動を行い、当該森林所有者等に対して施業実施協定への参画を促す。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）が、森林経営計画を作成するにあたっては、次の事項を明記する。

- (1) 共同して行う森林施業及び保護の種類並びにその実施方法
- (2) 作業路網その他施設の設置及び維持管理の方法
- (3) 共同施業実施者の一人が、上記(1)又は(2)により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、施業の共同実施の実効性を担保するための措置

第7 その他森林整備に関する必要な事項(法第10条の5第3項第1号から第3号)

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 森林技術者の能力の向上

林業経営体に雇用された技術者を対象に、国や県の人材育成に係る支援の利用等を促し、経験年数に応じた技術、知識、能力の習得を図り、効率的な木材生産を担う森林技術者を育成する。

(2) 効率的な木材生産のためのプランナーの育成

林業経営体の職員を対象に、効率的な木材生産に必要な計画を作成する知識の習得を促し、森林施業プランナーを育成する。

(3) 林業への新規就業促進

林業への就業に関心がある者を対象に、国や県の人材確保に係る支援の利用等を促し、林業への新規就業を促進する。

(4) 森林技術者の就労環境の向上

林業経営体を対象に、雇用環境の改善や労働安全の取組を促し、森林技術者の就労環境を向上する。

林業事業体の通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価を促す。

2 林業機械の導入の促進に関する事項

地形や地質、森林資源状況、経営にかかるコストを総合的に考慮し、適切な路網整備と林業機械の組み合わせにより労働生産性を高め、表2-7-1をモデルとする低コスト生産システムの構築を目指す。

また、低コスト生産システムの構築に不可欠な、高性能林業機械の導入やオペレーターの育成、林業労働災害の防止等については、国や県、林業・木材製造業労働災害防止協会等の支援事業等を積極的に利用していく。

表2-7-1 生産システムのモデル

システム	傾斜	最大到達距離 (m)		伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
		基幹路網 から	細部路網 から				
車両系	緩	150～200	30～75	ハーベスタ	グラップル	ハーベスタ プロセッサ チェーンソー	フォワーダ トラック
	中	200～300	40～100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル	ハーベスタ プロセッサ チェーンソー	フォワーダ トラック
	急	300～500	50～125	チェーンソー	グラップル ワインチ	プロセッサ チェーンソー	フォワーダ トラック
架線系	中	200～300	100～300	チェーンソー	ワインチ	チェーンソー	フォワーダ トラック
	急	300～500	150～500	チェーンソー	ワインチ	チェーンソー	フォワーダ トラック

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材関連業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を関係者が一体となって着実に進める。

林産物の利用の促進のために必要な施設について、表 2-7-2 に現状を示す。

表 2-7-2 林産物の利用促進のために必要な施設

区分	施設の種類	現状	
		位置	規模
加工	国産材合板他 木材加工・製材工場	富士市 中之郷	132,000 m ³ /年
	木材チップ 製造工場	富士市 大渕	11,000t/年
流通	原木市場	富士市 大渕	88,840 m ³ /年
	ストック ポイント	小山町 上野	37,600 m ³ /年 (目標取扱量)

Ⅲ 森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(法第10条の5第2項第9号及び第10号)

第1 森林の病害虫の駆除又は予防の方法等

1 森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

本市は森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。特に、松くい虫及びナラ枯れ被害対策については、表3-1-1に示す方針に則って適切に行う。

なお、森林病害虫等の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合には、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

表3-1-1 松くい虫等被害対策方針

項目	方針
松くい虫被害対策	<ul style="list-style-type: none">・地域住民との協働により適正な管理を行い、松林の健全化を図る。・地域にとって特に重要な松に対し、樹幹注入等の対策を実施し、保全する。
ナラ枯れ被害対策	地域で被害の早期発見・監視に努め、初期段階で、適切な防除を推進する。

2 森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針

本市は、森林病害虫による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などのため、森林所有者を始め、地域住民への呼びかけを行い、森林病害虫の被害木等の情報収集に努める。

第2 鳥獣による森林被害対策の方法

1 鳥獣害防止森林区域の設定

設定なし

2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

該当なし

3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法

鳥獣害防止森林区域外の森林においても、鳥獣害防止施設の設置等による鳥獣害の防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害の防止の方法は、表3-2-1に定める方法により実施するものとする。

表 3-2-1 鳥獣害の防止の方法等

対象鳥獣の種類	鳥獣害の防止の方法等
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none">・鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護又は捕獲とし、これらを単独又は組み合わせて実施する。・植栽木等の保護は、防護柵や筒状食害防止材、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等とする。・防護柵は、被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行う。・捕獲は、わな捕獲（くくりわな、囲いわな等）、銃器等により行う。

4 鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認等

現地調査による確認のほか、森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報の収集に努める。

なお、鳥獣害の防止の方法が適切に実施されていない場合は、森林所有者等に対して指導・助言等を行う。

第3 林野火災の予防の方法

林野火災を予防するため、以下の方針に則った取組を行う。

- ・初期消火器材の配備を進めるとともに、山火事発生の未然防止に努める。
- ・山火事発生の危険性が高い、入山者やドライバーの入り込む地域において、タバコ及びたき火の後始末を徹底するよう周知する。
- ・林業従事者に対して、火気の取扱いに対する指導を行い、山火事予防への意識を啓発する。
- ・林野火災注意報の発令時には、火の使用の制限の努力義務の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用の制限に従うよう努めることを周知する。
- ・林野火災警報の発令時には、火の使用の制限の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用制限を徹底することを周知する。

第4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除については、伐倒駆除等の処理を基本とするが、やむを得ず火入れを実施する場合には、「三島市火入れに関する条例」に基づき実施し、

林野火災や周辺への延焼等の災害の発生に繋がらないよう安全管理に十分配慮するものとする。

第5 その他必要な事項

- 1 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2)

第1 保健機能森林の区域

該当なし

第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

- 1 森林保健施設の整備

該当なし

- 2 立木の期待平均樹高

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項（法第10条の5第3項第4号）

第1 森林経営計画の作成に関する事項

- 1 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するように指導する。

- (1) I の第2の2に示す公益的機能別施業森林の施業方法
- (2) II の第2の3に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (3) II の第5の3に示す森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びII の第6の3に示す共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(4) Ⅲに示す森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 一体整備相当区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域（以下、一体整備相当区域という）について、表 5-1-1 に定める。

表 5-1-1 一体整備相当区域

区域名	林班	区域面積(ha)
三島東	016, 017, 018, 019, 020, 021, 022, 023, 024, 025, 026, 027, 028, 029, 041	899.27
三島北	001, 002, 003, 004, 005, 006, 007, 008, 009, 010, 011, 012, 014, 015	790.65
三島南	030, 031, 032, 033, 034, 035, 036, 037, 038, 039, 040, 042, 043, 044, 045	609.75

第2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

NPO 法人三島フォレストクラブと連携し、市内の森林で間伐された木材を使った木工作品の市内イベント等での展示販売や、森林環境教育での森林資源を使った作品製作等により、森林資源の活用に対する PR を積極的に行っていく。



写真 5-1 森林環境教育の様子



写真 5-2 木工作品販売の様子

第4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

第5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるために、次に掲げる取組等を行っていく。

1 地域住民参加による取組

- (1) 『箱根西麓森林塾』を開催し、森林整備で必要となる知識・技術を養いながら、NPO 法人三島フォレストクラブ、箱根山組合との協働で森林整備を進める。
- (2) 地域住民へ森林の多面的機能や、間伐等森林整備の必要性についての広報に努める。
- (3) 住民が森林内で気軽に活動できるよう、作業路、遊歩道、休憩施設等への整備を行う。

2 上下流連携による取組

下流域の住民団体等へ水源の森林造成に参加してもらうよう、積極的に働きかける。

3 法第 10 条の 11 の 9 第 2 項に規定する施業実施協定の参加促進対策

公益的機能別施業森林について、間伐又は保育その他の森林施業の実施及びその他に必要な施設の整備に関する内容の施業実施協定を特定非営利活動法人等と森林所有者等が締結することを支援する。

第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度に基づき経営管理権を設定した森林のうち、計画期間内に市町村森林経営管理事業による森林整備を推進する森林は下表のとおり。

表5-6-1 市町村森林経営管理事業対象森林

区域	作業種	面積(ha)	備考
下小菅 16林班い	間伐・竹林皆伐	5.78	令和2年10月1日 ～令和12年9月30日
川原ヶ谷字小沢 31林班る・を	間伐・竹林皆伐	3.97	令和4年1月1日 ～令和8年12月31日
字エビノ木① 24林班い	間伐	6.60	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日
沢地① 14林班は・に	間伐	5.14	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日
字エビノ木② 24林班い	間伐	2.48	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日
沢地② 14林班い・ろ・は	間伐	7.82	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日
字エビノ木③ 24林班い	間伐	4.29	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日
沢地③ 14林班い・ろ	間伐	18.03	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日
字エビノ木④ 24林班い	間伐	6.37	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日

これらの対象森林において、自然条件等が極めて悪い森林については、針葉樹と広葉樹が混在する複層林化を図るなど、維持管理に費用や手間を要さない自然に近い森林に誘導する。

今後の経済状況等次第では林業経営が十分に可能となり得るような森林については、枯損木及び危険木の伐採により林業経営が再開し得るように環境を維持するような経営管理を行う。

第7 その他必要な事項

1 施業の制限を受けている森林に関する事項

施業の制限を受ける保安林においては、森林法に基づく施業を実施する。また、自然公園法、砂防指定地管理条例等の法令等により伐採行為が制限されている場合には、これらの法令等を踏まえた施業を実施する。また、複数法令等による施業の制限を受けている場合は、より制限が強い法令等に基づく施業方法で行うものとする。

2 森林の保全に関して留意すべき事項

森林の保全については、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、伐採造林届出制度、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る。

また、近年頻発する集中豪雨等による水害を防止するために、流域治水の取組と連携するとともに、流木被害を防止するため、伐採木の適正な処理や渓流域での危険木の除去等に努める。

3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

森林の土地の形質の変更にあたっては、次の事項に留意する。

(1) 保安林

保安林では、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外の転用は行わないものとする。

(2) 保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壤、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を考慮し、次の4点に留意した上で、森林の適正な利用を図る。

- ア 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
- イ 水害を発生させるおそれがないこと
- ウ 水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと
- エ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと

(3) その他の事項

太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行う。また、事業者に対し、

地域住民の理解を得るための取組の実施等を行うよう配慮させるとともに、近隣の開発との一体性や開発面積の拡大や市町の総合計画等の整合に留意することとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

4 公有林の整備に関する事項

本市は現在、267.64ha の森林を有している。このうち、人工林については地域の規範となるよう、関係機関と協議しながら適正な管理を行う。

5 森林教育に関する事項

長期的な人材育成には将来を担う子供達の教育が必要不可欠であるため、NPO 法人三島フォレストクラブと協働し、小学生を対象に「森林講座」や「木工体験」を実施し、森林内の様々な体験活動等を通じて、人々の生活環境と森林との関係について理解と関心を深め、森と人との良い関係を構築していく。



写真 5-3 森林講座の様子

6 放置竹林対策に関する事項

さまざまな影響が懸念される放置竹林の対策のため、竹破碎機の講習会の開催や貸出しを実施し市民の意識向上を図り、併せて竹材の有効利用など、総合的な対策の検討をしていく。



写真 5-4 竹破碎機講習会の様子

7 地域の生物多様性保全に配慮した森林施業の推進に関する事項

三島市立「箱根の里」敷地内の「希望の森」では生物多様性の保全に配慮するため、様々な樹種、林分構造、林齢などから構成される森林をバランスよく配置することで多種多様な森林づくりを行っていく。

また、森林施業において人工林周辺の天然林等や溪流沿いの森林を保残することで森林の連結性を維持し、多様な生物の生息地を保全していく。

別紙1

区域	区域設定の基本方針
木材等生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・林木の生育が良好な森林（地位級が中以上） ・地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林 ・分布状況を踏まえ、面的（林班単位）に設定
水源涵養機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・水源地周辺の森林（大場川、沢地川、山田川源流、上流の森林） ・地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺の森林 ・水源かん養保安林に指定されている森林 ・分布状況を踏まえ、面的（林班単位）に設定
山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林 ・土砂流出、土砂の崩壊の防備のため治山施設が施行されている森林 ・土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林に指定されている森林 ・分布状況を踏まえ、特定区域（準林班、林小班単位）で設定
快適環境形成機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活環境保全を図る森林 ・分布状況を踏まえ、特定区域（林小班単位）で設定
保健文化機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林 ・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林 ・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林 ・陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林 ・市民と協働ふれあいの場となる森林 ・森林ボランティアを育成する森林 ・分布状況を踏まえ、特定区域（林班、準林班、林小班単位）で設定

別紙 2

基幹路網の整備計画

(単位 開設・舗装: km、改良: 箇所)

開設 / 拡張	種類	区分	位置	路線名	計画区分	延長 / 箇所	利用区域面積	内前半5年分	対図番号
開設	自動車道	森林管理道	三島市	赤坂	前期 後期 計	0.9 - 0.9	49	○	②
拡張	自動車道	改良	三島市	諏訪ノ台	前期 後期 計	0.4 - 0.4	192	○	①
			計	1 路線	前期 後期 計	0.4 - 0.4	192		